

# A級継手天然ガス圧接施工会社認定規定

平成 22 年 1 月 7 日 制定

平成 23 年 4 月 25 日 改正

平成 23 年 11 月 16 日 改正

## 第 1 章 総 則

### 1. 目 的

本規定は、公益社団法人日本鉄筋継手協会（以下「協会」という）が、日本鉄筋継手協会優良会社認定制度規則（以下、「規則」という）に基づき、優良圧接会社に対して、A級継手天然ガスに関する施工体制及び品質管理体制を審査・評価して、「A級継手天然ガス圧接施工会社」の認定を行い、広く公表し、A級継手天然ガス圧接施工に関する品質管理及び信頼性の向上に寄与することを目的とする。

### 2. 適用範囲

本規定は、A級継手天然ガス圧接施工会社の新規認定及び更新認定に適用する。

- (1) 新規認定は、優良圧接会社が新たにA級継手天然ガス圧接施工会社の認定を取得する場合をいう。
- (2) 更新認定は、A級継手天然ガス圧接施工会社が継続してA級継手天然ガス圧接施工会社の認定を取得する場合をいう。

### 3. 委員会

本規定は、優良圧接会社認定委員会（以下「委員会」という）が所管し、委員会は、次の業務を担当する。

- (1) 認定に関する審査基準の作成、見直し及び公表
- (2) 認定に関する審査及び評価の実施
- (3) 優良会社認定管理委員会（以下「認定管理委員会」という）への評価結果の附議
- (4) 規定、実施細則及び実施要領の策定及び改正案の立案
- (5) その他、審査及び評価に必要と認められる業務

## 第 2 章 A 級継手天然ガス圧接施工会社

### 4. A 級継手天然ガス圧接施工会社の要件

A級継手天然ガス圧接施工会社は、次の要件を満足しなければならない。

- (1) 優良圧接会社認定を取得していること。
- (2) 天然ガス圧接技量資格者が2名以上所属していること。
- (3) 認定に関する審査基準を満足していること。
- (4) 協会が認定したエコウエル工法圧接装置を所有していること。

ただし、施工時に使用する機器を準備することができることを誓約した場合は、エコウエル工法圧接装置の所有と見做す。

#### 5. 認定の範囲

A級継手天然ガス圧接施工会社の認定の範囲は、優良圧接会社の認定の範囲内とする。

#### 6. 認定の有効期間

認定の有効期間は、優良圧接会社の認定の有効期間と同一とする。なお、優良圧接会社審査で認定の保留になった場合も同様とする。

#### 7. 履行義務

A級継手天然ガス圧接施工会社は、次の履行義務を遵守しなければならない。

- (1) 認定されたA級継手天然ガス圧接施工要領書及びA級継手天然ガス圧接作業手順書に従って適正にガス圧接継手施工を行うこと。
- (2) 認定の要件に関わる変更が生じた場合は、書面にて速やかに協会へ届け出ること。

### 第3章 審査項目及び審査基準

#### 8. 審査項目

A級継手天然ガス圧接施工会社の認定に関する審査項目は、次のとおりとする。

- (1) A級継手天然ガス圧接の施工体制
- (2) A級継手天然ガス圧接の品質管理体制
- (3) A級継手天然ガス圧接の品質管理能力

ただし、(1)、(3)については優良圧接会社認定での審査結果を準用する。

#### 9. 審査基準

A級継手天然ガス圧接施工会社の認定に関する各審査各項目の審査基準は、実施細則に定める。

### 第4章 認定申請

#### 10. 申請手続き

- (1) 新規認定又は更新認定を申請する優良圧接会社（以下「申請会社」という）は、別に定める認定申請書及び申請に必要な提出書類（以下、「書類等」という）を過不足無く準備し、協会へ申請しなければならない。
- (2) 申請会社は、申請と同時に、別に定める申請料等及び審査料を納付しなければならない。
- (3) 書類等に不備が確認された場合は、申請会社へ差し戻し、申請手続きを中止する。

#### 11. 申請期間

新規認定及び更新認定の申請は毎年1回とし、その申請期間は実施細則に定める。

## 12. 申請に必要な提出書類

認定の申請に必要な提出書類は、実施細則に定める。

## 第5章 審査及び評価

### 13. 審査

- (1) 新規認定及び更新認定における審査は、書類審査とし、更新認定で施工実績がある場合は現地審査を行う。

A級継手天然ガス圧接施工認定申請ごとの審査内容

申請区分	書類審査	現地審査
新規・更新(施工実績なし)	○	—
更新(施工実績あり)	○	○

- (2) 委員会は、申請会社ごとに担当する審査員を決定する。
- (3) 審査員は、担当する申請会社について書類審査あるいは現地審査を行い、A級継手天然ガス圧接施工会社審査記録（以下、「審査記録」という）を作成し、申請会社に審査記録の写し1部を渡す。
- なお、新規認定で優良圧接会社の審査がない場合は、申請会社に審査記録を送付する。

### 14. 審査時の是正

- (1) 申請会社は、審査記録の確認欄の「C」にチェックが記載された項目については正しなければならない。
- (2) 申請会社は、審査記録を受取った日の翌日より3週間以内に、是正された書類を協会に提出しなければならない。なお、審査時の是正は、1回を限度とする。
- (3) 是正が不十分な場合は、認定に至らない。

### 15. 審査報告書

審査員は、審査記録に基づいてA級継手天然ガス圧接施工会社審査報告書（以下、「審査報告書」という）を作成する。ただし、審査記録の確認欄の「C」にチェックが記載された項目については是正が行われた場合は、審査記録及び申請会社より提出された書類を確認し、審査報告書を確定する。

### 16. 評価

委員会は、各申請会社の審査報告書に基づいて、次の評価を行う。

- (1) 認定に関する審査基準が満たされた場合、「認定可」とする。
- (2) 認定に関する審査基準が満たされない場合、「認定不可」とする。

## 第6章 認 定

### 17. 認定の決定

- (1) 委員会は、各申請会社の評価結果を認定管理委員会へ附議する。
- (2) 認定管理委員会は、評価結果に基づいて認定の可否を決定し、理事会へ答申する。

### 18. 認定等の通知

協会は、理事会の承認後、速やかに認定の可否を申請会社へ通知する。

### 19. 認定書の発行

協会は、認定が承認された申請会社に、次の事項を記載したA級継手天然ガス圧接施工会社認定書（以下、「認定書」という）を発行する。なお、認定書は、理事会の承認後、速やかに申請者に送付する。

- (1) 認定書の名称：A級継手天然ガス圧接施工会社認定書
- (2) 法人名称：認定された法人又は事業所名称を記載する。
- (3) 所在地：認定された法人又は事業所の所在地を記載する。
- (4) 認定番号：JRJI-A天-登録番号
- (5) 有効期間：元号にて表記する。
- (6) 評価項目：A級継手天然ガス圧接施工会社の認定に関する評価項目
- (7) 評価の範囲：天然ガス圧接
- (8) 特記：認定に必要な事項

## 第7章 認定の失効等

### 20. 認定の一時停止

認定期間中に本規定に定める「4. A級継手天然ガス圧接施工会社の要件」が満足できない状況となった場合、委員会が審査しその事実を確認した後、認定管理委員会に報告し、認定管理委員会は、当該A級継手天然ガス圧接施工会社が保有する認定の一時停止期間を定め、当該認定を一時停止する旨を通知し、是正を求めると共に、協会ホームページ等にて公表する。

### 21. 認定の取消し

次の事項に該当する場合は、委員会が審査しその事実を確認した後、認定管理委員会に報告し、認定管理委員会は認定書に記載されている有効期間に係わらずA級継手天然ガス圧接施工会社の認定を取り消し、当該会社に対してその旨を通知すると共に、協会ホームページ等にて公表する。

- (1) 虚偽又は不正があった場合
- (2) 本規定に定める「7. 履行義務」が遵守されなかった場合
- (3) 一時停止期間に是正が完了しなかった場合
- (4) 協会の名誉を著しく傷つける事由が発生した場合

- (5) 優良圧接会社認定が取消しとなった場合
- (6) その他、関連法令等に違反した場合

## 2.2. 認定の失効

- (1) 認定の一時停止となった場合、一時停止期間中は認定を失効とする。
- (2) 認定の取消しとなった場合は、認定の有効期間に係わらず認定を失効とする。
- (3) (2) 項により失効となった場合は、認定管理委員会が決定し理事会が承認した期間において認定申請を受理しない。

## 2.3. 認定書の返納

認定の一時停止又は認定の取消しを受けた場合は、10日以内に保有する認定書を協会へ返納しなければならない。

# 第8章 その他

## 2.4. 異議申立て

本規定に則り行われた事項について異議がある場合は、その通知等を受取った日より20日以内に限り、協会に対して書面をもって異議申立てを行うことができる。ただし、当該案件についての異議申立ては1回を限度とする。

## 2.5. 料金等

申請料、審査料及び認定料は、別に定める日本鉄筋継手協会料金表によることとし、その納付方法は、次のとおりとする。

- (1) 申請料、審査料及び認定料は、申請時点で納付する。
- (2) 納付された料金等は、認定に至らなかった場合でも返却しない。
- (3) 追加の審査が必要と判断された場合に係る費用は、申請会社の負担とする。

## 2.6. 規定の改正又は廃止

本規定の改正又は廃止は、委員会が発議し、認定管理委員会の審議を経て、理事会の議決による。

# 附 則

1. 本規定は、平成23年11月16日に改正し、同日より施行する。

<以下、空白>